

青森県報

第二千八百七十六号

平成十九年
十二月二十八日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

告 示

生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出…………… (健康福祉課) …… 一

生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 二

生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 二

結核予防補助金の基準…………… (保健衛生課) …… 二

介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………… (高齢福祉課) …… 三

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定…………… (同) …… 三

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定…………… (同) …… 四

道路の区域の変更…………… (道路課) …… 四

道路の供用の開始…………… (同) …… 五

教育委員会…………… (同) …… 五

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (総合学校教
育センター) …… 五

右…………… (同) …… 六

正 誤…………… (総務学事課) …… 六

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二の次に次の一条を加える。

(新幹線開業調整監)

第二十条の三 企画政策部に新幹線開業調整監を置く。

2 新幹線開業調整監は、東北新幹線延伸に関する事項を総括整理する。

附 則

この規則は、平成二十年一月一日から施行する。

告 示

青森県告示第八百七十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
社協 会福	社会階 上社	名	居宅介護事業者
三戸郡 上平 一八	三戸郡 上平 一八	主たる 事務所 所在地	
二当 平一 の八	七当 平一 の八	訪問 介護	居宅介 護事業 の種類
シ ョ ン	階上 ヘル パ	名	居宅介護事業所
三戸郡 上平 一八	三戸郡 上平 一八	所在地	
一 九 ・ 九 ・ 二 六	平 成	変 更 年 月 日	

青森県告示第八百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
社協 会福	社会階 上社	名	介護予防事業者
三戸郡 上平 一八	三戸郡 上平 一八	主たる 事務所 所在地	
二当 平一 の八	七当 平一 の八	訪問 介護	介護予 防事業 の種類
シ ョ ン	階上 ヘル パ	名	介護予防事業所
三戸郡 上平 一八	三戸郡 上平 一八	所在地	
一 九 ・ 九 ・ 二 六	平 成	変 更 年 月 日	

青森県告示第八百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
社協 会福	社会階 上社	名	居宅介護支援事業者
三戸郡 上平 一八	三戸郡 上平 一八	主たる 事務所 所在地	
一 字 道 一 八 二	三戸郡 上平 一八	居宅介 護支 援事業 所高 山温 泉	居宅介護支援事業所
三戸郡 上平 一八	三戸郡 上平 一八	所在地	
一 九 ・ 九 ・ 二 六	平 成	変 更 年 月 日	

青森県告示第八百七十七号

青森県結核予防補助金交付規程（昭和三十七年三月青森県告示第百五十二号）第二条第一項の規定により平成十九年度における基準を次のとおり定めたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十九年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

補助金の算定の基礎となる額は、次の表の上欄に掲げる基準額の合計額、同表の下

欄に掲げる補助対象経費（補助金の交付の対象となる経費をいう。）の実支出額又は補助金の交付の対象となる事業に要した経費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない方の額とする。

基 準 額	補助対象経費
一 七十五円に保健所でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	学校又は施設の長が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十三条の二第一項の規定により行う定期の健康診断に要する経費
二 四百四十七円に医療機関（保健所を除く。以下同じ。）でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	
三 九十円に保健所で七〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	
四 四百七十円に医療機関で七〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	
五 百十八円に保健所で一〇〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	
六 四百九十七円に医療機関で一〇〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	
七 百六十八円に保健所で直接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	
八 千六百九十五円に医療機関で直接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	

青森県告示第八百七十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に

より公示する。

平成十九年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏名	主たる事務所 の所在地又は 住所	居宅サ ービスの種 類	居宅サ ービス事業を 行 う事業所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
特定非営利活 動法人みんな の架け橋	青森市新田二 丁目二九の一 五	訪問介護	特定非営利活 動法人みんな の架け橋	青森市新田二 丁目二九の一 五	平成 一九・三・ 五
有限会社光仁 ロジエクト メディアカル ブ	青森市大字羽 白字沢田四五 の四	福祉用具 貸与	まちだ福祉用 具貸与青森	青森市大字羽 白字沢田四八 の〇	一九・三・ 三
有限会社セイ リュウ	黒石市大字高 館字甲花岡二	訪問介護	訪問介護ステ ーションハ ート	黒石市大字高 館字甲花岡二	"
合同会社グ ー	八戸市大字中 居林字雷三の 一八	訪問介護	ケアブランド リー	八戸市大字新 井田字松山中 二野場三五の一	一九・三・ 四

青森県告示第八百七十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十九年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	指定居宅介護支援事業者	名 称	居宅介護支援事業を行う事業所	指 定 年 月 日
主たる事務所の所在地		所在地		

1	番号	道路	路線名	変更の区間	前後別の	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県道	種類	岩崎西目屋 弘前線		中津軽郡西目屋村大字村市字村元五〇の一から 中津軽郡西目屋村大字村市字村元四三の四まで	敷地の幅員	敷地の延長		
					前	後		
					一八・〇〇メートルから	一二・五〇メートルまで	三三三・七〇メートル	三〇〇・〇〇メートル

株式会社アス トラル	株式会社アス トラル	株式会社草薙	氏名 又は 名	指定 介護 予防 サー ビス 事業 者	住所 主たる 事務所 所在地 又は	介護 予防 サー ビス の 種類	介護 予防 サー ビス の 種類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
青森市大字野 木字山口一五	青森市大字野 木字山口一五	弘前市大字城 東二丁目二の 六				訪問 介護 予防	訪問 介護 予防	草薙ヘルパー ステーション	弘前市大字城 東二丁目二の 六	平成 一九・二・七
訪問 看護 予防	訪問 看護 予防	訪問 看護 予防				訪問 看護 予防	訪問 看護 予防	ヘルパー ステーション アステ	青森市大字野 木字山口一五	一九・二・三〇
訪問 看護 予防	訪問 看護 予防	訪問 看護 予防				訪問 看護 予防	訪問 看護 予防	アステ ーション ステ	青森市大字野 木字山口一五	"

青森県知事 三 村 申 吾

平成十九年十二月二十八日

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービ事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

青森県告示第八百八十号

三和工業株式会社	弘前市大字小沢 六字大開四五の五	サンワ訪問介護	弘前市大字小沢 一字大開二〇五の〇	平成 一九・三・三
----------	---------------------	---------	----------------------	--------------

青森県告示第八百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十年一月二十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

特定非営利活 動法人みんな の架け橋	青森市新田二 丁目二九の一 五	訪問 介護 予防	特定非営利活 動法人みんな の架け橋	青森市新田二 丁目二九の一 五	一九・三・五
有限会社光仁 メディカル プロジェクト	青森市大字羽 白字沢田四五 の四	介護 予防 用具 貸与	まちだ福祉用 具貸与青森	青森市大字羽 白字沢田四八 の〇	一九・三・三
有限会社セイ リノウ	黒石市大字高 館字甲花岡二 一	訪問 介護 予防	訪問 介護 予防	黒石市大字高 館字甲花岡二 一	"
合同会社グー ト	八戸市大字中 居林字雷三の 八	訪問 介護 予防	ケア ブ ラ ン ド	八戸市大字新 井田字松山中 二野場三五の一	一九・三・四

4	3	2
県道	国道	国道
五所川原浪岡線	一〇二号	一〇一号
青森市浪岡大字女鹿沢字東花岡五四の二七から青森市浪岡大字女鹿沢字東花岡五三の一まで	十和田市東二三番町二〇の五二から十和田市東一三番町二〇の六まで	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字川原地六五の二二から西津軽郡鰺ヶ沢町大字姥范町字大磯一六の九まで
後	後	後
一六・〇〇メートルから二二・六〇メートルまで	三六・四〇メートルから三九・〇〇メートルまで	一四・二〇メートルから二〇・二〇メートルまで
一三二・〇〇メートル	六〇・〇〇メートル	三七一・〇〇メートル

青森県告示第八百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十年一月二十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

国道一〇一号	岩崎西目屋弘前線	中津軽郡西目屋村大字村字村元五〇の一から中津軽郡西目屋村大字村字村元四三の四まで	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字川原地六五の二二から西津軽郡鰺ヶ沢町大字姥范町字大磯一六の九まで	二〇・一・一〇	平成一九・三・二六
路線名	供用開始の区間	供用開始日			

国道一〇二号	十和田市東二三番町二〇の五二から十和田市東一三番町二〇の六まで	一九・三・二六
弘前柏線	弘前市大字種市字木幡一三六から弘前市大字種市字熊谷無番まで	〃

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十二月二十八日

青森県総合学校教育センター所長 田 辺 哲 彦

一 特定役務の名称及び数量
電子計算組織の賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総合学校教育センター

青森市大字大矢沢字野田八 の二

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十九年十月二十六日

五 契約の相手方の名称及び住所

富士通リース株式会社東北支店

宮城県仙台市青葉区一番町二丁目三の二二

六 契約金額

六百七十二万七千三百五十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号の規定を適用したものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十二月二十八日

青森県総合学校教育センター所長 田 辺 哲 彦

一 特定役務の名称及び数量

教育情報システムの賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総合学校教育センター

青森市大字大矢沢字野田八 の二

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十九年十月二十六日

五 契約の相手方の名称及び住所

富士通リース株式会社東北支店

宮城県仙台市青葉区一番町二丁目三の二二

六 契約金額

九十三万九千九百六十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号の規定を適用したものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

正 誤

総務学事課

発行年月日 平成一九・二・一九 号外第九六号	区分	ページ	段	行	誤	正
	目次	一	上	一四	(同)	(議会議事務局)

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭